

## ■ d-box レンタル・入会のご案内 ■

d-box レンタルは個人・法人ともに会員制、機材予約制といたします。

入会登録には、弊社規定の入会登録申込書に諸事項をご記入頂き、ご提出頂きます。

尚、入会登録手続き及び会員証発行にはお申込書ご提出から1週間程度かかります。

その間にカメラ機材等のレンタルをご希望の際は保証金をお預かり致します。

但し、入会お申し込み当日その場でのレンタルご依頼はお受け致しかねます。

初回レンタルのお支払いにつきましては、誠に勝手ながら現金でのお支払いをお願い致します。

### ■個人会員

入会金（3年更新）・・・・・・・・・・・・・¥2,000

証明写真（縦3.0×横2.4cm）・・・・・・・・・・1枚

保証人（親族または会社上司）・・・・・・・・・・1名

身分証明証（運転免許証等）

### ■法人会員

入会金（3年更新）・・・・・・・・・・・・・¥2,000

担当者の証明写真（縦3.0×横2.4cm）・・・・・・・・1枚

保証人（会社代表者）・・・・・・・・・・・・・1名

会社登記簿謄本（3ヶ月以内のもの）・・・・・・・・1通

### ■学生会員

入会金（1年更新）・・・・・・・・・・・・・¥1,000

証明写真（縦3.0×横2.4cm）・・・・・・・・・・1枚

保証人（20歳未満の場合 原則として親族）・・1名

在学証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1通

条文を必ずお読みになり、契約条項（書類①）の借主欄と入会申込契約書（書類②）に必要事項を全てご記入捺印の上、弊社店頭へ直接ご持参下さい。

# 書類①

## d-box レンタル会員規約（法人用） （契約条項）

### 第一条[契約目的]

賃借人を乙とし、賃貸人株式会社デジタルフォトムを甲とし、甲乙相互間にカメラ及び関連機材の賃貸借を行なうために、本契約をその基本契約として締結する。

### 第二条[契約金]

乙は本契約の締結に際し、契約金の意味をもって d-box レンタル入会金、金五千円を甲に支払う事とする。これにより乙は甲の示す規約条項に従い甲が所有するカメラ及び関連機材を借用しうる資格を所持するものとする。

### 第三条[会員証の交付]

甲は機材の賃貸借を正確に履行する為、本契約の成立に従い乙が d-box レンタルの会員である事を証する会員証を発行しこれを乙に交付する。  
乙は会員証の住所、勤務先、連絡先電話番号等の変更の際は直ちに甲に連絡する事とする。

### 第四条[賃貸手続]

乙は甲の所有するカメラ及び関連機材を賃借利用する場合には必ず次の手続を必要とする。 甲の発行した d-box レンタルの会員証を甲に提示し会員である事を証明する事。

### 第五条[会員認定]

甲は d-box レンタルの会員証持参者について会員又は会員の代行者と認める。会員証持参者が会員又は会員の代行者として機材借用を申し込んだ場合、甚だ不自然でない場合は、甲はその者を会員の代行者と認め機材の賃借を行なう事がある。その際に生じた事故に対する責任は乙が負担するものとする。

### 第六条[会員証の保管]

乙は会員証の責任ある保管者でなくてはならない。会員証が紛失や盗難などにより失われた場合には、直ちに甲に通知し、その会員証に基づく賃貸借の停止を求めなくてはならない。甲が乙より通知を受ける以前に既に会員証が使用され、それによって発生した事故のある場合は乙の責任において処置しなくてはならない。

### 第七条[貸出の制限]

下記の場合には、会員であっても機材の貸出が受けられない場合がある。

- (イ) 甲の提示するリスト以外の物品。
  - (ロ) 他の会員の使用便宜を妨げるような恐れのある場合。
  - (ハ) 機材が正規の使用法に従い、誠実に使用されない恐れのある場合。
- (二) 乙又は連帯保証人に機材の紛失、破損に対し担保能力が失われ、又はその恐れのある場合。

### 第八条[賃貸借実務]

甲乙相互間に行なわれるカメラ及び関連機材の賃貸借の実務は下記の規定に従う。

- (イ) 乙が機材を借り受ける場合には予め甲に在庫の有無を確認すること。また、前もって借用期間を予約されたい。
  - (ロ) 賃料は別に定める料金表によって行なう。1日24時間を単位とし24時間を超える端数のある場合は原則としてさらに1日分として加算する。  
借り入れに際しては、乙は甲に返還予定日時を申し出てそれまでの賃料を全納するものとする。また料金は物価情勢や機材の需給状況の変化により予告なく変更される場合がある。
  - (ハ) 乙は機材の使用に際し、甲に対する善良なる管理者の注意をもって使用しなければならない。まず乙は甲より賃借する機材を受け取る際には、各部の点検をしなければならない。貸出後の事故（機材の故障、損傷、盗難、置き忘れ、等）については全額乙の負担とする。なお、機材の貸出後の自然故障については甲、乙共にそれに付随する責任義務はないものとする。
- (二) 機材に付属するバッテリーの消耗から使用不可となった場合のレンタル料金不払いは認められない。スペアバッテリーは賃借人の責任において用意する事。  
(ホ) 乙は甲より賃借したカメラ及び関連機材を、必ず約束した日時までに持参の上返還しなくてはならない。やむを得ざる事情により遅延が予知される場合には必ず甲に連絡を取り承認を得なくてはならない。

### 第九条[会員資格の取消]

乙が本契約に違反した場合は、甲は催告なく直ちに本契約を解除し、同時に d-box レンタル会員である資格をも取消す事が出来る。  
また、他の日本レンタルカメラ協会加盟店において契約違反を起こした場合においても、会員取消しとする事がある。

### 第十条[契約期間]

本契約の期間を3カ年とする。期間満了後に相互に異議のない場合にはさらに本契約を継続するものとする。  
連帯保証人は契約人とともに責任を持って本契約を誠実に履行するものとする。

### 第十一条[補足]

本契約に定めのない事項については民法その他の法令に従う。

(甲) 貸主：株式会社 デジタルフォトム 代表取締役 朝岡 誠二	上記の条文中に同意致します。 (乙) 借主：  印
〒106-0031 東京都港区西麻布 1-3-17 岡村ビル1F	住所：〒
TEL 03-3405-7332 FAX 03-5770-6172	TEL: FAX:

## 株式会社 デジタルフォトム 御中

担当者写真貼付欄

申請者記入欄

申込日：西暦 年 月 日

会社名				印	代表者名			印
住所	〒				TEL			
					FAX			
					携帯電話			
主取引 金融機関	銀行 信用金庫	支店	普通 当座	口座番号				
支払方法	現金・振込( 日締 日払い)			経理担 当者名				
申込 担当者名				印	TEL			
					FAX			
自宅住所					携帯電話			
所属団体	<input type="checkbox"/> JPS <input type="checkbox"/> APA <input type="checkbox"/> その他( )							
紹介者								

連帯保証人記入欄(氏名欄は会社名と代表者名のご記入をお願い致します)

氏名		印	生年月日			年齢	性別
			西暦	年	月	日	満才
住所 (自宅)	〒		TEL				配偶者 有・無
			FAX				
			携帯電話				
会社名							
会社 住所	〒		TEL	内線			
			FAX				

d-box記入欄

--	--	--	--